

(素案・たたき台)

標準利用期間・量の超過に伴う審査会資料について

○標準利用期間超過

提出資料

- ①別紙 1
- ②サービス利用開始時の申請者現状
- ③サービス利用開始時のサービス等利用計画（セルフプランの場合不要）
- ④直近のモニタリング報告書
- ⑤今後のサービス等利用計画（セルフプランの場合不要）
- ⑥サービス利用開始当初の個別支援計画写し
- ⑦今後の個別支援計画

○標準利用量超過

提出資料

- ①別紙 2
- ②直近の申請者現状
- ③超過前のサービス等利用計画（セルフプランの場合不要）
- ④直近のモニタリング報告書
- ⑤超過後のサービス等利用計画（セルフプランの場合不要）
- ⑥超過前の基準算定表
- ⑦超過後の基準算定表

※資料作成者は基本として相談支援専門員とする。（資料の客観性を保つため）

セルフプランで一般相談の利用もない場合は事業所と市のケースワーカーで相談しながら作成する。

障害福祉課への相談は開始の3ヶ月前までに行い、資料提出は2ヶ月前までに提出すること。